

収集運搬業務における 労災発生実態と防止対策 ～安全衛生大会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
神奈川支部
労働安全コンサルタント 二階堂 久

1. 労働災害発生状況(県央地区)

(配付資料)

平成26年 署別・業種別労働災害発生状況【第1表】(主要業種)

神奈川県労働局
平成26年 8 月末現在

業種	製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	危険物・化学工業	その他 (法定以外)	合計	前年比 (人) (休業)	
			道路客運自動車	(法定以外)	陸上貨物	海運運送業								
合計	634 (6)	474 (9)	422 (3)	201 (0)	62 (0)	26 (0)	603 (0)	377 (0)	261	265 (0)	7 (0)	303 (2)	4,735 (20)	97
前年同期	594 (3)	494 (9)	386 (1)	198 (1)	84 (0)	17 (0)	565 (1)	364 (0)	299	238 (2)	1 (0)	328 (12)	4,438 (24)	278
前年比 (休業)	40	-10	36	3	-22	9	38	13	-38	27	36	-25	97	
	6.7%	-2.1%	8.2%	1.5%	-26.2%	52.9%	6.7%	3.6%	-12.7%	11.8%	32.1%	-7.6%	2.7%	

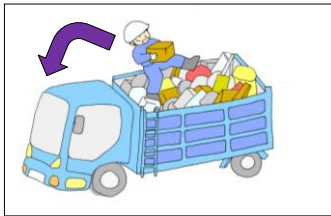
2

2. 労働災害発生実態と防止対策 1) 収集運搬業務

●災害事例①

トラックの荷台に上がり作業中、足が滑り、
後ろ向きに墜落して後頭部を打撲した。

(参照: 協会の災害事例報告書より)



3

◆災害事例①: 墜落防止対策の作業方法<映像>



4

1) 収集運搬

●災害事例②

建設現場で、平ボディー車に廃棄物の積み込み作業を行うため、荷台に足をかけたところ、滑り荷台に積んであった2㎡のコンテナ側面に胸部をぶつけてしまった。

(参照:協会の災害事例報告書より)

5

◆災害事例②: 墜落防止対策の設備



6

1) 収集運搬

●災害事例③

収集運搬車を停止させて降りたら、車両が動いた。

(参照: 神奈川新聞記事より)

●ヒヤリハット事例(③)

回収先ユニックでキューブを引き上げ、終了時アウトリガーを縮めた時、サイドブレーキを引いていたにもかかわらず、車両がさがり始めた。

((公社)全国産業廃棄物連合会
産業廃棄物処理業ヒヤリハット事例集より)

7

◎災害事例③災害防止対策の事例1



8

◎災害事例①、②、③災害防止対策の事例<映像>



9

○労働安全衛生規則 第420条

(作業指揮者の選任及び職務)

事業者は、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

(積卸し作業指揮者)

10

○第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

○第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。<以下、略>

11

1) 収集運搬

●災害事例④

ヤード内に他社のトラックが入っていたため、バックで幅寄せをしながら待機しようとしたところ死角に入った他車両と接触した。

●災害事例⑤

収集運搬車を移動しようとしたところ、駐車していた車両に気付かずに接触した。

(参照:協会の災害事例報告書より)

12

◎災害事例④と⑤災害防止対策の事例1



1) 収集運搬

●災害事例⑥

塵芥車に廃棄物を投入中、弾き飛ばされて、作業者の腹部に当たった。

(参照:協会の災害事例報告書より)

●ヒヤリハット事例⑦

回収先パッカー車にゴミを投入している時、ゴム手袋を回転板にとられそうになった。

((公社)全国産業廃棄物連合会
産業廃棄物処理業ヒヤリハット事例集より)

1) 収集運搬

●災害事例⑧

片側1車線の道路を走行中、対向車線から追い越しをしようとした車両が中央線を飛び出し、正面衝突した。

●災害事例⑨

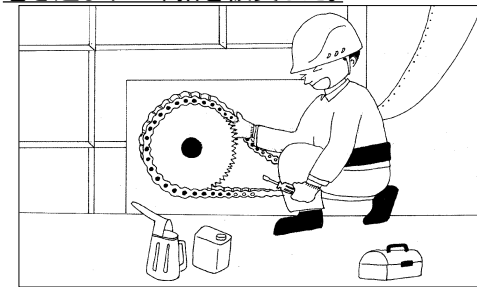
道路を走行中、横断歩道上で自転車と衝突した。

(参照:協会の災害事例報告書より)

2) 中間処理施設内業務

●災害事例①

チェーンに油を差している時、手袋がチェーンに巻き込まれて、指を被災した。



○労働安全衛生規則 第101条

事業者は、機械の原動機、回転軸、**歯車**、プーリー、**ベルト**等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。**

2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する**止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。**

3 <略>

4 <略>、5 <略>



17

○労働安全衛生規則 第107条

事業者は、機械(刃部を除く。)の**掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合**において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない。**ただし、<中略>、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、<中略>起動装置に錠を掛け、<中略>**表示板を取り付ける等**同項の**作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。**

18

2) 中間処理施設

●災害事例②

フォークリフトでフレコンを運搬時、カーブを曲がろうとしたら、**ツメにぶら下げたフレコンが振れて、転倒した。**



19

○労働安全衛生規則 第151条の14

(主たる用途以外の使用の制限)

事業者は、車両系荷役運搬機械等を**荷のつり上げ、労働者の昇降等**当該車両系荷役運搬機械等の**主たる用途以外の用途に使用してはならない。**ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

◇通達(基発第78号、昭和53年2月10日)

- (1) 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- (2) ただし書の「**危険を及ぼすおそれのないとき**とは、フォークリフト等の**転倒のおそれがない場合**で、<中略>、パレット等をフォークに固定又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたとき。

20

3. 横浜南監督署の自主点検結果 「今後の課題」

1 安全衛生管理体制について

経営トップは安全管理者等の安全衛生担当者に対して災害防止のための職務遂行状況を報告させ、問題点を把握し、必要な措置方法を指示し、その実施状況を監督するなど事業場全体の安全衛生管理を責任をもって進めるよう努めてください。

7 その他の労働災害防止対策について

労働災害を未然に防止するためには、法令で定める最低限の事項の実施だけでは不十分であり、自主的に安全衛生活動を展開することが望まれます。

リスクアセスメントは、災害を未然に防止するために非常に有効な手法であり、洗い出されたリスクが法令に違反しないものであっても、可能な限り当該リスクを低減するための対策を自主的に講じるよう努めてください。

※2～6の解説は、「かながわ産廃 102号」に掲載します。

21

1) 安全衛生管理体制

- ① 事業場の規模により、管理者を選任する。
 - ・100人以上
 - ・50人以上99人未満
 - ・10人以上50人未満(⇒ 50人未満)
- ② 正社員もアルバイトも従業員のカウントをする。
- ③ 「安全管理者」「衛生管理者」は監督署に選任を届け出る。
「安全衛生推進者」は事業場で選任し、監督署に届け出義務はない。
従業員へ周知する定めがある。

22

④ 「安全衛生推進者」の選任。

安全衛生推進者は、次の資格要件により、業務を担当するために必要な能力を有すると認められた者の内から選任します。

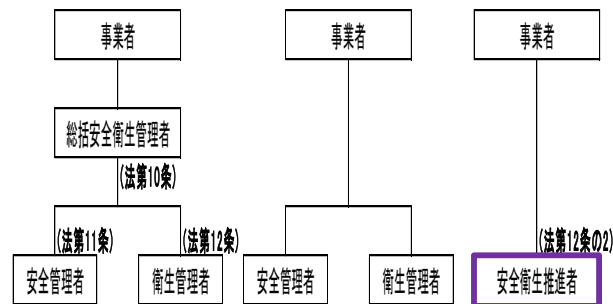
- 1) 大学、高専を卒業後1年以上の安全衛生の実務経験者
- 2) 高校卒業後3年以上の安全衛生の実務経験者
- 3) 5年以上の安全衛生の実務経験者
- 4) 厚生労働省労働基準局長が定める講習修了者
- 5) 安全管理者等の上位資格者

※実務経験のない方は「4)」の講習を受講する。

23

清掃業の安全衛生管理体制

【100人以上の事業場】 【50人～99人の事業場】 【10人～49人の事業場】



24

○労働安全衛生規則 第12条の2

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

○労働安全衛生規則 第12条の4

(安全衛生推進者等の氏名の周知)

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該**安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。**

2) その他の災害防止対策

①「見える化」



①発見者: ○○エリアの○○です
 ②発生時刻: ××時××分ごろ
 ③発生場所: ○○エリアの○○機械の辺りで
 ④被災状況: △△△が発生しました
 火災発生・重機転倒・転落
 巻き込まれ等、具体的に報告
 ⑤被害者有無:
 怪我人ありません
 ○○が被災しました
 ⑥負傷の程度:
 骨折、火傷、裂傷、意識不明

薬剤付着時の処置

酸に接触! → 「痛い! 熱い! 臭い!」
 ①直ちに大量の水で洗い流す。
 ②中和剤で中和し、さらに十分に水洗する。
 ※すぐに中和すると危険。
 ③傷のひどい時は軟膏類を塗って包帯する。
 ④直ちに病院で診察を受ける。

アルカリに接触!
 → 自覚症状が弱く放置し悪化!
 ①直ちに大量の水で洗い流す。
 ②希酸で中和洗浄後、さらに水洗する。
 ※すぐに中和すると危険。
 ③傷のひどい時は軟膏類を塗って包帯する。
 ④直ちに病院で診察を受ける。

諸取り扱い時
 医療廃棄物
 活性汚泥
 アルコール消毒

洗眼
 異物混入
 水洗または
 人工涙液型点眼剤使用
 ※使用直前にキャップを各自ひらき開栓する。
 ※重曹水、希酸、希塩酸、希硝酸、希硫酸は環境メンテナンス部で用意します。
 薬剤作業時に携帯してください。

②「5S」と「衛生・健康」

A. 整理・整頓

『整理整頓』の意味は？

- ・整理…必要なものと不必要なものを分ける
 - 「人員を整理する、人員整理」
 - 「感情に整理をつける」
- ・整頓…乱れているものを整える
 - 「部屋の中を整頓する」
 - 「(先生が児童に)整頓しなさい！」

29

B. 清潔・清掃



30

C. 躰(しつけ)

「しつけ」…職場環境を改善するうえで大切な5Sに関するルールを各自に徹底していくことです。

あいさつや身だしなみまで含めて規律を高めて、組織の一体感を醸成します。

(参考: wikipedia)

31

「衛生・健康」



32